

大阪市告示第1210号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年8月29日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和7年9月1日（月）から 同月3日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年9月5日（金）	
	令和7年9月8日（月）から 同月10日（水）まで	
	令和7年9月12日（金）	
	令和7年9月16日（火）から 同月17日（水）まで	
	令和7年9月19日（金）	
	令和7年9月22日（月）	
	令和7年9月24日（水）	
	令和7年9月26日（金）	
	令和7年9月29日（月）から 同月30日（火）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）